

1. 令和7年度国民健康保険特別会計決算見込について
(報告第2号関係)

<一人当たり医療費の推移>

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	R6順位
兵庫県	390,197	416,281	426,137	439,251	444,421	—
朝来市	431,846	457,679	434,956	440,518	461,655	20
(県内順位)	11	9	21	32	20	
豊岡市	371,321	387,738	400,696	425,541	436,378	34
養父市	455,431	466,906	479,761	486,550	466,914	15
香美町	384,578	409,830	427,701	459,383	469,203	14
新温泉町	413,683	438,704	467,857	483,295	484,123	9
丹波市	433,808	445,187	480,526	452,480	451,691	27
神河町	447,898	504,074	494,938	515,701	505,447	2

※ 各年医療費総額(療養費含む。)を平均被保険者数で除した数値

※ (参考)

上位5市町 1位 上郡町(532,174円) 2位 神河町(505,447円) 3位 赤穂市(504,354円)
4位 加西市(503,491円) 5位 三木市(498,324円)

下位5市町 37位 伊丹市(431,630円) 38位 淡路市(431,171円) 39位 芦屋市(427,970円)
40位 神戸市(427,679円) 41位 猪名川町(425,316円)

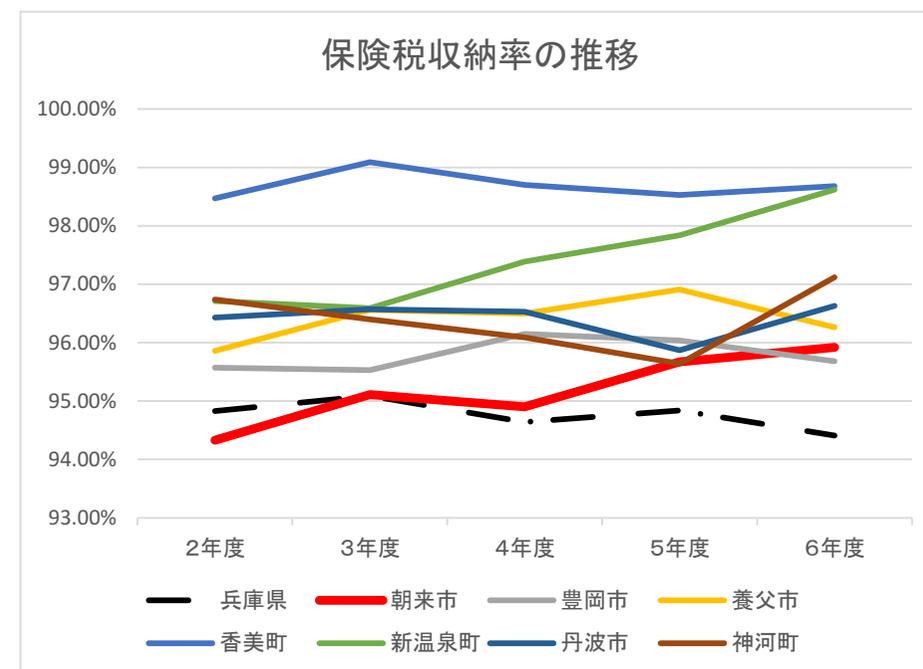
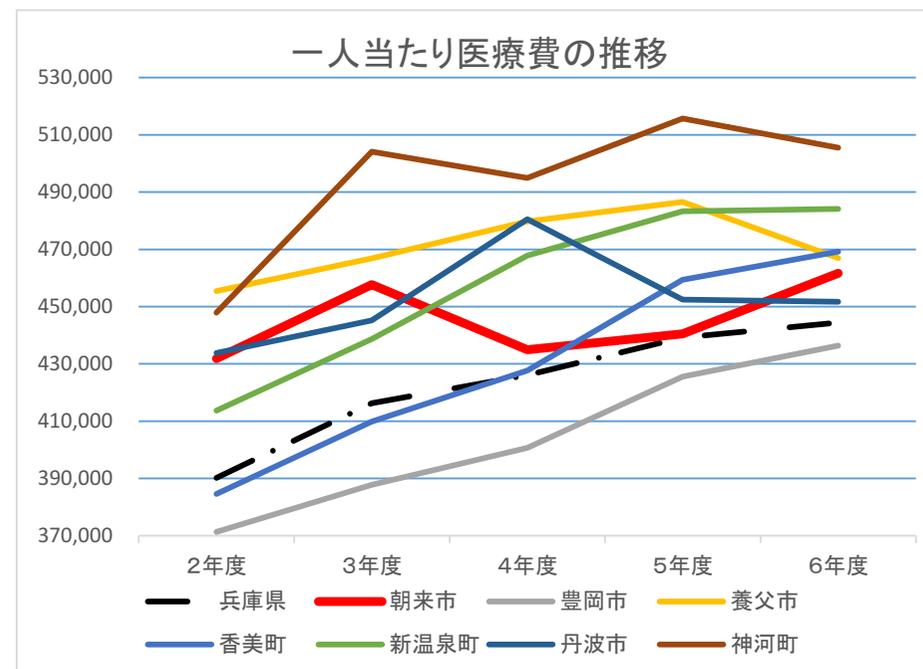
<保険税収納率(現年課税分)の推移>

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	R6順位
兵庫県	94.83%	95.09%	94.64%	94.84%	94.41%	—
朝来市	94.33%	95.11%	94.90%	95.67%	95.92%	18
(県内順位)	34	31	28	23	18	
豊岡市	95.57%	95.53%	96.15%	96.04%	95.68%	22
養父市	95.86%	96.56%	96.50%	96.91%	96.26%	14
香美町	98.47%	99.09%	98.70%	98.53%	98.68%	2
新温泉町	96.71%	96.59%	97.39%	97.84%	98.62%	3
丹波市	96.43%	96.57%	96.53%	95.87%	96.63%	12
神河町	96.74%	96.40%	96.09%	95.64%	97.12%	7

※ (参考)

上位5市町 1位 市川町(99.17%) 2位 香美町(98.68%) 3位 新温泉町(98.62%)
4位 猪名川町(98.04%) 5位 佐用町(97.72%)

下位5市町 37位 三木市(93.98%) 38位 相生市(93.51%) 39位 姫路市(93.29%)
40位 神戸市(93.05%) 41位 尼崎市(92.34%)

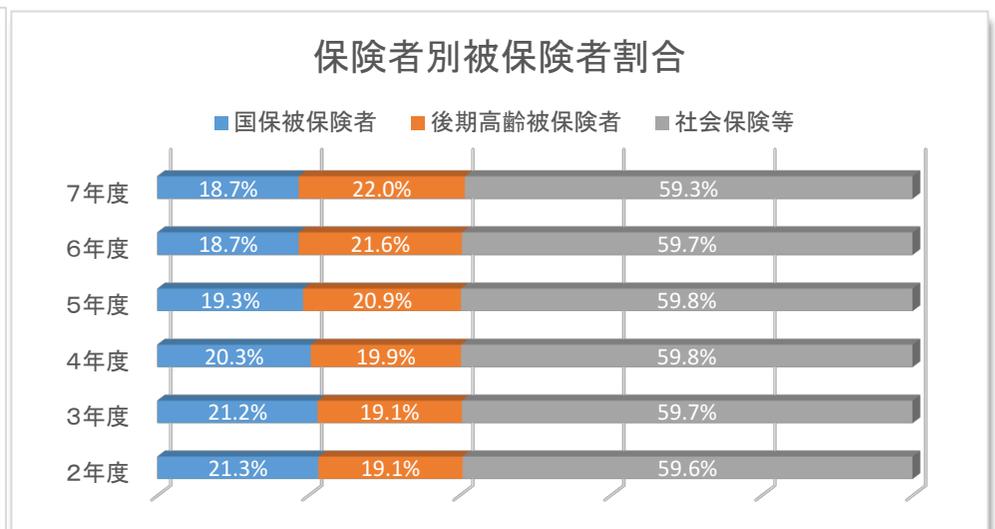
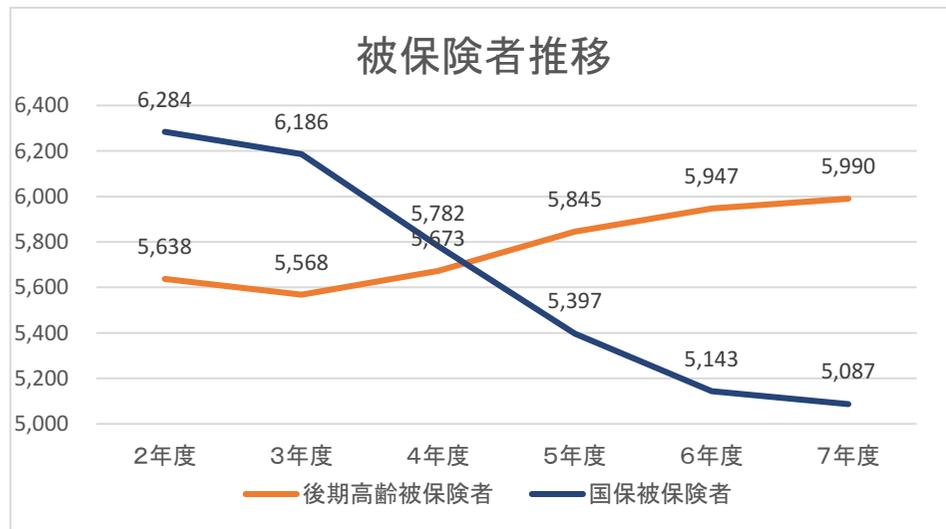


被 保 険 者 数 推 移

(各年度末数値)

	総人口	後期高齢者数	国民健康保険被保険者(一般)					国保(退職含む)総合計			
			若 人 (7歳～64歳)	未就学児 (0歳～6歳)	前期高齢者(再掲) (65歳～74歳)	前期高齢者 (65歳～69歳)	70歳以上 (70歳～74歳)	合 計	退職者数	総合計	前年度比 (%)
2年度	29,525	5,638	2,764	135	3,385	1,444	1,941	6,284	0	6,284	△ 1.51
3年度	29,165	5,568	2,628	133	3,425	1,404	2,021	6,186	0	6,186	△ 1.56
4年度	28,516	5,673	2,447	138	3,197	1,283	1,914	5,782	0	5,782	△ 6.53
5年度	28,022	5,845	2,350	105	2,942	1,163	1,779	5,397	0	5,397	△ 6.66
6年度	27,526	5,947	2,275	90	2,778	1,192	1,586	5,143	0	5,143	△ 4.71
7年度	27,245	5,990	2,289	85	2,713	1,113	1,600	5,087	0	5,087	△ 1.09

※ 7年度は7年12月31日現在



令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込の概要

1 歳入：3,177,776千円（47,676千円の減）

単位：千円

科 目	現計予算額 ①	決算見込額 ②	差引増減額 ②—①
国民健康保険税	468,284	509,767	▲41,483
県支出金・国庫支出金	2,288,670	2,306,727	▲18,057
一般会計・基金繰入金	328,196	318,600	9,596
前年度繰越金	35,443	35,443	0
その他収入	9,507	7,239	2,268
合 計	3,130,100	3,177,776	▲47,676

2 歳出：3,153,867千円（23,767千円の増）

科 目	現計予算額 ①	決算見込額 ②	差引増減額 ②—①
総務費	75,124	75,045	▲79
保険給付費	2,156,422	2,184,562	28,140
国保事業費納付金	803,362	803,362	0
保健事業費	38,292	37,392	▲900
その他支出（返還金等）	52,528	53,506	978
予備費	4,372	0	▲4,372
合 計	3,130,100	3,153,867	23,767

3 決算収支（剰余金見込）

23,909千円の黒字【歳入（歳出）予算の0.76%】

国民健康保険財政調整基金の状況(推移)

(単位:円)

	年度当初 基金残高	年度内 積立金	基金取崩額	決算剰余 積立金	決算時 基金残高
平成17年度	497,440,793	396,205	0	81,000,000	578,836,998
平成18年度	578,836,998	2,579,523	50,000,000	40,000,000	571,416,521
平成19年度	571,416,521	7,931,418	40,000,000	55,000,000	594,347,939
平成20年度	594,347,939	7,073,123	100,000,000	43,000,000	544,421,062
平成21年度	544,421,062	2,889,470	75,000,000	43,000,000	515,310,532
平成22年度	515,310,532	1,890,343	130,000,000	16,000,000	403,200,875
平成23年度	403,200,875	1,638,264	160,000,000	55,000,000	299,839,139
平成24年度	299,839,139	610,411	100,000,000	60,000,000	260,449,550
平成25年度	260,449,550	347,464	150,000,000	60,000,000	170,797,014
平成26年度	170,797,014	353,147	89,000,000	80,000,000	162,150,161
平成27年度	162,150,161	232,132	120,000,000	3,000,000	45,382,293
平成28年度	45,382,293	114,763	45,000,000	500,000	997,056
平成29年度	997,056	647	0	91,000,000	91,997,703
平成30年度	91,997,703	21,301,164	0	80,000,000	193,298,867
令和元年度	193,298,867	130,864	0	24,000,000	217,429,731
令和2年度	217,429,731	235,679	19,000,000	17,000,000	215,665,410
令和3年度	215,665,410	143,512	34,000,000	25,000,000	206,808,922
令和4年度	206,808,922	109,534	0	17,000,000	223,918,456
令和5年度	223,918,456	164,534	0	46,000,000	270,082,990
令和6年度	270,082,990	347,140	29,100,000	37,000,000	278,330,130
令和7年度(見込)	278,330,130	569,000	55,358,000	12,000,000	235,541,130

2. 令和8年度国民健康保険税額の考察に関する資料 (議案第2号関係)

県算定結果を踏まえた一人当たり保険税額について

1 国保財政の先行きと保険税設定の考え方

(1) 保険給付費の動向(県本算定ベース=直近3年度の実績をベースに推計)

	R7	R8	増減	伸び率
保険給付費総額	3,583 億円	3,588 億円	+5 億円	+0.1%
〃 一人当たり	391,136 円	401,009 円	+9,873 円	+2.5%
被保険者数	915,978 人	894,620 人	▲21,358 人	▲2.3%

一人当たり保険給付費は上昇 → 国保事業費納付金の増 → 保険税賦課額の増 → 今後、保険税額を引き下げることが困難

(2) 将来的には県下統一保険料へ移行

⇒ 令和12年度から県内同一所得・同一保険料となる

- ・令和8年度の県が示した1人当たり標準保険料(130,000 円)と令和7年度の朝来市の保険税(112,400 円)に 17,600 円の差があり、令和12年度までにこの差を無くさなければならない。また、令和12年度の見込(145,400 円)とも 33,000 円の差がある。さらに、来年度より子ども・子育て支援金分として県が示す1人当たり標準保険料(2,900 円)も負担していかなければならない。
- ・これまでは保険税を引き下げるために財政調整基金を繰入してきたが、令和12年度統一後は引き下げのための基金の繰り入れはできなくなる。→ 基金の活用については保健事業等を検討した上で、本年度よりがん検診補助を行っていく。
- ・今後、保険料統一に合わせて、減免事業・給付事業・保健事業などの市町事務の標準化についても検討され、統一されていく。

1人当たり保険料の推移

年度	R3(据置)				R4(据置)				R5(2,400円引き上げ)			
	1人当たり保険料			財調基金 繰入金	1人当たり保険料			財調基金 繰入金	1人当たり保険料			財調基金 繰入金
	朝来市	県提示	差引		朝来市	県提示	差引		朝来市	県提示	差引	
医療給付費分	57,600	65,300	△ 7,700	44,400,000	57,600	60,500	△ 2,900	16,100,000	58,800	63,500	△ 4,700	24,900,000
後期高齢者支援金分	23,000	23,500	△ 500	2,600,000	23,000	24,800	△ 1,800	10,000,000	23,600	25,800	△ 2,200	11,400,000
介護納付金分	27,100	27,200	△ 100	200,000	27,100	30,800	△ 3,700	5,700,000	27,700	30,200	△ 2,500	3,600,000
合計	107,700	116,000	△ 8,300	47,200,000	107,700	116,100	△ 8,400	31,800,000	110,100	119,500	△ 9,400	39,900,000

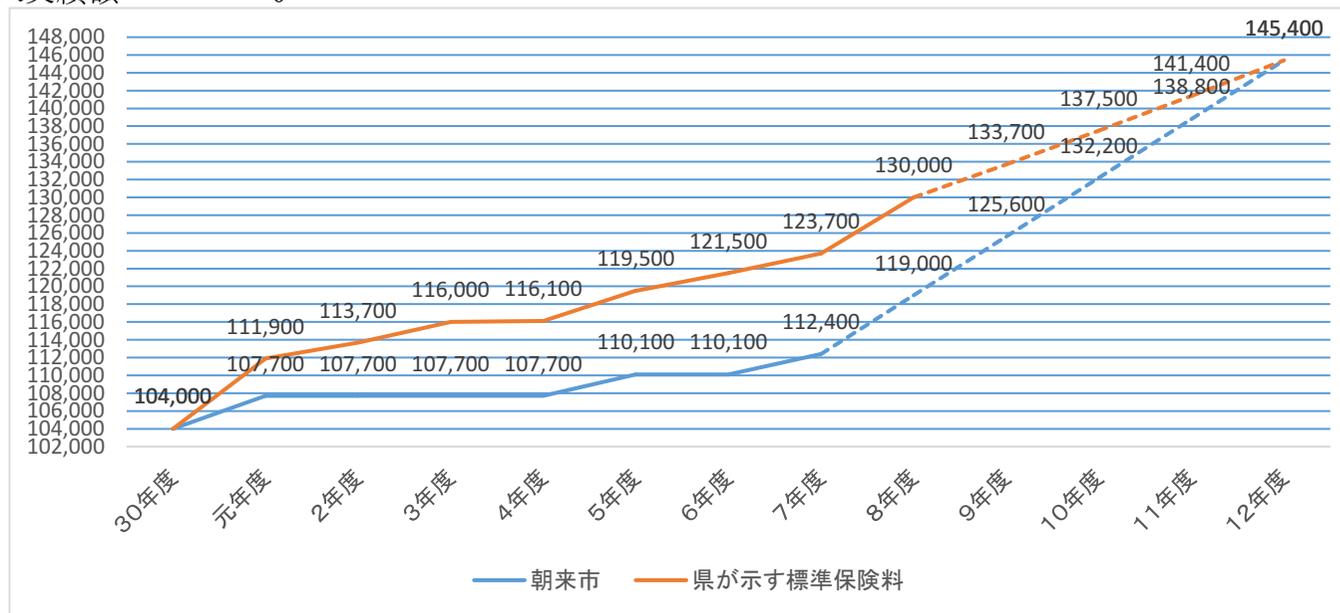
※基金繰入実績額 19,000,000

※基金繰入実績額 34,000,000

※基金繰入実績額 0

年度	R6(据置)				R7(2,300円引き上げ)				R8			
	1人当たり保険料			財調基金 繰入金	1人当たり保険料			財調基金 繰入金	1人当たり保険料			財調基金 繰入金
	朝来市	県提示	差引		朝来市	県提示	差引		朝来市	県提示	差引	
医療給付費分	58,800	61,100	△ 2,300	8,700,000	59,900	65,400	△ 5,500	25,700,000		68,100		
後期高齢者支援金分	23,600	27,700	△ 4,100	14,900,000	24,300	27,900	△ 3,600	16,800,000		29,800		
介護納付金分	27,700	32,700	△ 5,000	5,500,000	28,200	30,400	△ 2,200	3,200,000		32,100		
子ども・子育て支援金分										2,900		
合計	110,100	121,500	△ 11,400	29,100,000	112,400	123,700	△ 11,300	45,700,000		132,900		

※基金繰入実績額 0



※対象者

医療給付費分	0～74歳
後期高齢者支援金分	0～74歳
介護納付金分	40～64歳

案の比較表

パターン		区分	1人当たり保険税額			財調基金 繰入金	基金残高 (R8決算時見込)
			R8	R7	増減		
案1	前年度より3,500円引き上げた場合 ※毎年見直し(R7年に決めたルール)	医療給付費分	61,500	59,900	1,600	30,800,000	
		後期高齢者支援金分	25,400	24,300	1,100	20,300,000	
		介護納付金分	29,000	28,200	800	4,500,000	
		子ども・子育て支援金分	2,900	0	2,900	0	
		合計	118,800	112,400	6,400	55,600,000	183,281,130
案2	全て前年度据置とした場合	医療給付費分	59,900	59,900	0	38,300,000	
		後期高齢者支援金分	24,300	24,300	0	25,400,000	
		介護納付金分	28,200	28,200	0	5,700,000	
		子ども・子育て支援金分	2,900	0	2,900	0	
		合計	115,300	112,400	2,900	69,400,000	169,481,130
案3	前年度より5,000円引き上げた場合 (内2,900円は【新設】子ども子育て支援金分)	医療給付費分	60,800	59,900	900	34,100,000	
		後期高齢者支援金分	25,000	24,300	700	22,200,000	
		介護納付金分	28,700	28,200	500	5,000,000	
		子ども・子育て支援金分	2,900	0	2,900	0	
		合計	117,400	112,400	5,000	61,300,000	177,581,130
参考	財政調整基金を全く投入しない場合 ※県が示した標準保険料	医療給付費分	68,100	59,900	8,200	0	
		後期高齢者支援金分	29,800	24,300	5,500	0	
		介護納付金分	32,100	28,200	3,900	0	
		子ども・子育て支援金分	2,900	0	2,900	0	
		合計	132,900	112,400	20,500	0	238,881,130

2 最終結果

将来的に国保を持続可能なものとするためには、保険税の引き上げは避けてとおれないが、「急激な保険税の引き上げは避けるべきという基本的な考え方」及び、「物価高騰等による景気が悪化する中」、保険税賦課額を上げることは困難である。

しかしながら、令和12年度の「県内同一所得・同一保険料」に向け、市の保険税額を、県が示す標準保険料に近づける必要があることから、令和8年度の1人当たり保険税賦課額を、令和7年度に当協議会でも検討したとおり、「今後は毎年、保険税額の見直しを行う」というルールに基づき、従来の医療・後期・介護分で2,100円を引き上げ、新設の子ども・子育て支援金分2,900円を加え、下記のとおりとする。（令和12年度までのシミュレーションを行い、基金残高等を考慮した上で引き上げ額を検討している。）

種 別	1人当たり保険税額			基金繰入額
	令和8年度	令和7年度	増減	
医療給付費分	60,800円	59,900円	900円	34,100,000円
後期高齢者支援金分	25,000円	24,300円	700円	22,200,000円
介護納付金分	28,700円	28,200円	500円	5,000,000円
子ども・子育て支援金分	2,900円		2,900円	0円
合 計	117,400円	112,400円	5,000円	61,300,000円

※令和8年度の県が示す1人当たり標準保険料132,900円との差は15,500円。

令和8年度朝来市国民健康保険特別会計予算書(案)

歳入		(円)		
科 目	令和7年度当初	令和8年度当初	対前年比	
1. 国民健康保険税	468,284,000	486,349,000	103.86%	
2. 一部負担金	1,000	1,000	100.00%	
3. 使用料及び手数料	176,000	141,000	80.11%	
4. 国庫支出金	7,822,000	0	皆減	
5. 県支出金	2,280,848,000	2,512,079,000	110.14%	
保険給付費交付金(普通)	2,156,402,000	2,358,290,000	109.36%	
保険給付費交付金(特別)	124,446,000	153,789,000	123.58%	
保険者努力支援金分	17,575,000	16,598,000	94.44%	
特別調整交付金分	23,368,000	11,842,000	50.68%	
都道府県繰入金(2号)	75,789,000	117,293,000	154.76%	
特定健診等負担金	7,714,000	8,056,000	104.43%	
6. 財産収入	569,000	968,000	170.12%	
7. 繰入金	322,538,000	329,557,000	102.18%	
一般会計繰入金	273,617,000	265,192,000	96.92%	
基金繰入金	48,921,000	64,365,000	131.57%	
8. 繰越金	1,000	1,000	100.00%	
9. 諸収入	8,761,000	8,904,000	101.63%	
延滞金加算金及び過料	2,905,000	2,921,000	100.55%	
雑入	5,856,000	5,983,000	102.17%	
歳入合計	3,089,000,000	3,338,000,000	108.06%	

歳出		(円)		
科 目	令和7年度当初	令和8年度当初	対前年比	
1. 総務費	75,903,000	65,837,000	86.74%	
総務管理費	73,398,000	63,355,000	86.32%	
徴税費	2,243,000	2,220,000	98.97%	
運営協議会費	262,000	262,000	100.00%	
2. 保険給付費	2,156,422,000	2,358,290,000	109.36%	
療養給付費	1,808,287,000	2,019,049,000	111.66%	
療養費	7,536,000	7,355,000	97.60%	
審査支払手数料	5,653,000	5,266,000	93.15%	
高額療養費	322,422,000	315,596,000	97.88%	
高額介護合算療養費	400,000	400,000	100.00%	
移送費	100,000	100,000	100.00%	
出産育児諸費	9,004,000	7,504,000	83.34%	
葬祭費	3,000,000	3,000,000	100.00%	
結核医療付加金	20,000	20,000	100.00%	
3. 国保事業費納付金	803,362,000	846,284,000	105.34%	
医療給付費分	560,758,000	581,494,000	103.70%	
後期高齢者支援金等分	182,176,000	185,074,000	101.59%	
介護納付金分	60,428,000	63,491,000	105.07%	
子ども・子育て支援金分	0	16,225,000	皆増	
4. 保健事業費	38,292,000	38,142,000	99.61%	
特定健康診査等事業費	31,740,000	31,669,000	99.78%	
保健事業費	6,552,000	6,473,000	98.79%	
5. 基金積立金	569,000	968,000	170.12%	
6. 公債費	1,000	1,000	100.00%	
7. 諸支出金	10,079,000	23,288,000	231.05%	
償還金及び還付加算金	6,858,000	6,323,000	92.20%	
繰出金	3,221,000	16,965,000	526.70%	
8. 予備費	4,372,000	5,190,000	118.71%	
歳出合計	3,089,000,000	3,338,000,000	108.06%	

国民健康保険財政調整基金の状況(推移)

(単位:円)

	年度当初 基金残高	年度内 積立金	基金取崩額	決算剰余 積立金	決算時 基金残高
平成17年度	497,440,793	396,205	0	81,000,000	578,836,998
平成18年度	578,836,998	2,579,523	50,000,000	40,000,000	571,416,521
平成19年度	571,416,521	7,931,418	40,000,000	55,000,000	594,347,939
平成20年度	594,347,939	7,073,123	100,000,000	43,000,000	544,421,062
平成21年度	544,421,062	2,889,470	75,000,000	43,000,000	515,310,532
平成22年度	515,310,532	1,890,343	130,000,000	16,000,000	403,200,875
平成23年度	403,200,875	1,638,264	160,000,000	55,000,000	299,839,139
平成24年度	299,839,139	610,411	100,000,000	60,000,000	260,449,550
平成25年度	260,449,550	347,464	150,000,000	60,000,000	170,797,014
平成26年度	170,797,014	353,147	89,000,000	80,000,000	162,150,161
平成27年度	162,150,161	232,132	120,000,000	3,000,000	45,382,293
平成28年度	45,382,293	114,763	45,000,000	500,000	997,056
平成29年度	997,056	647	0	91,000,000	91,997,703
平成30年度	91,997,703	21,301,164	0	80,000,000	193,298,867
令和元年度	193,298,867	130,864	0	24,000,000	217,429,731
令和2年度	217,429,731	235,679	19,000,000	17,000,000	215,665,410
令和3年度	215,665,410	143,512	34,000,000	25,000,000	206,808,922
令和4年度	206,808,922	109,534	0	17,000,000	223,918,456
令和5年度	223,918,456	164,534	0	46,000,000	270,082,990
令和6年度	270,082,990	347,140	29,100,000	37,000,000	278,330,130
令和7年度(見込)	278,330,130	569,000	55,358,000	12,000,000	235,541,130
令和8年度(予算)	235,541,130	968,000	64,365,000		172,144,130

子ども・子育て支援金制度について

■ 制度概要

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策の抜本的強化にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出を求める制度。

令和8年度より毎年度、支援納付金対象費用に充てるため、医療保険者から支援納付金を徴収する。

医療保険者は、医療保険制度上の給付にかかる保険料や介護保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険者の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。

国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもにかかる支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。

医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

■ 制度開始に向けて

子ども・子育て支援金は、医療保険者の賦課・徴収の方法を踏まえ、保険者が設定することとされている。令和8年度より、国民健康保険税（医療分、後期分、介護分）に子ども・子育て支援金分が加わることから、国・県等の示す算定基準を元に市の賦課方式等に当てはめ、適正な支援金額を算出することとする。

■ 賦課方式・賦課割合について

○国民健康保険における子ども・子育て支援金については、当該制度が少子化対策に係るものであることを踏まえ、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者の均等割額の10割軽減分を18歳以上被保険者に賦課する仕組みとしており、子育て世帯への配慮のもと、賦課の対象を限定的（18歳以上被保険者）に捉えている。

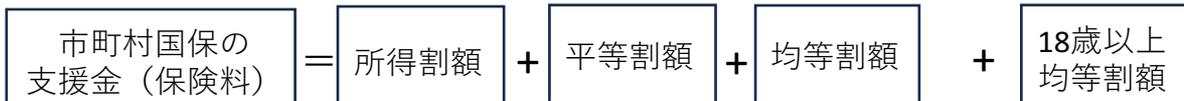
○また、子ども支援金分の賦課が18歳以上被保険者単位に限定される仕組み上、子育て世帯の被保険者であっても、他の被保険者との関係では、受益と負担の公平性の観点から、18歳以上被保険者単位での公平性を図る必要がある。

【賦課方式が三方式の場合の18歳未満の子どもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）】

(18歳未満被保険者)



(18歳以上被保険者)



子ども・子育て支援金制度が開始します

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様追加のご負担を求めない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	960万円未満		第3子以降	
	支援対象	児童手当(月額)	支援対象	児童手当(月額)
	0歳～3歳未満	1.5万円	0歳～3歳未満	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	3歳～小学生	1.5万円
	中学生	1万円	中学生	1万円
	高校生	1万円	高校生	3万円

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
 ・妊娠届出時に5万円
 ・妊娠後期以降に妊娠している
 子どもの数×5万円
 を支給します。



※令和7年度から制度化

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
 こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
 時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

出生後休業支援給付

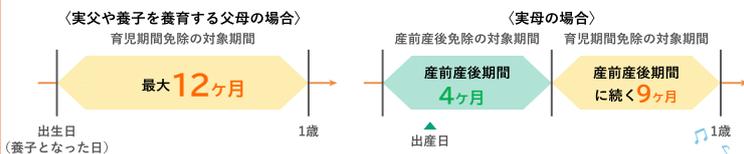
「出生後休業支援給付」を創設し、
 子の出生直後の一定期間内に
 両親ともに14日以上育児休業を取った場合、
 最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
 育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
 保育所等に通っていない0歳6カ月から
 満3歳未満のこどもが
 時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
 (こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
 (概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

